

令和 7 年度第 1 2 回南部町農業委員会総会会議録						
招 集 年 月 日	令和 8 年 3 月 6 日（金）					
招 集 場 所	南部町役場天萬庁舎 2 階 大会議室					
開 会 時 間	1 3 時 3 0 分					
閉 会 時 間	1 5 時 0 5 分					
農 業 委 員 出 欠	番 号	氏 名	出・欠	番 号	氏 名	出・欠
	1 番			5 番	井 田 厚 美	欠席
	2 番	井 上 武	出席	6 番	田 邊 元 史	出席
	3 番	庄 倉 三保子	出席	7 番	恩 田 一 秀	出席
	4 番	黒木 美由紀	出席			
農地利用最適 化推進委員 出 欠	8 番	牛 田 弘 則	出席	14 番	秦 野 勝 仁	欠席
	9 番	吉次 純一郎	出席	15 番	板 秀 樹	欠席
	10 番	白 川 透	出席	16 番	足 井 秀 二	出席
	11 番	松 本 美 樹	出席	17 番	野 口 龍 馬	出席
	12 番	糸 田 雅 樹	出席	18 番	山 田 安 身	出席
	13 番	岡 田 充 生	出席			
議事録署名委員	16 番	足 井 秀 二		17 番	野 口 龍 馬	
出 席 吏 員	農業委員会事務局長 亀尾 憲司 農業委員会事務局長補佐 本田 秀和 産業課主幹 前田 智恵 農業委員会事務員 田邊 操枝					
傍 聴 人	0 人					

付 議 案 件	
議案番号	提出議案の題目
第 1 号	農用地利用集積等促進計画案の意見照会について
その他	(1) 令和 8 年度第 1 回南部町農業委員会総会日程 (2) 活動記録の提出について (3) 遊休農地調査について

議案の題目	(発言者)	
1. 開 会	局長	令和 7 年度第 12 回南部町農業委員会総会を開会致します。 本日は、5 番 井田委員、14 番 秦野委員、15 番 板委員が欠席でございます。農業委員会等に関する法律第 27 条及び南部町農業委員会会議規則第 5 条の規定により、本会は成立していることをご報告申し上げます。
2. 挨拶	会長	(省略)
	局長	南部町農業委員会会議規則第 6 条の規定によりまして、日程 3 以降は会長を議長として進行をお願いします。
3. 議事録署名委員及び書記の指名	議長	議事録署名委員及び書記の指名を行います。議事録署名委員は、16 番 足井秀二委員、18 番 野口龍馬委員、書記は田邊職員にお願いします。
4. 議事 議案第 1 号 農用地利用集積等促進計画案の意見照会について	議長	議案第 2 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』上程致します。提案者より説明を求めます。
	前田主幹	【農用地利用集積等促進計画書の内容の要点を朗読（議案書 1～12 ページ）】 農地番号 1～77 番 設定を受ける者： 26 名 設定をする者 ： 43 名 設定をする土地： 77 筆 98,622 m²
	議長	議案第 1 号につきまして質疑を受けます。
	黒木委員	11 ページの さんと さんは、お二人ともお若い方ですが、どのような経緯で農業に従事されるようになったか教えて下さい。
	前田主幹	2 年程前にフルーツロード構想と言う事で、 の果樹園の引継ぎ者の募集を町の方でしました。やってみたいと手上げをされて、約 2 年間、栽培の研修等に携われて、今回、自分の園を持って生産をされる方達です。
	黒木委員	とても良い事だと思います。
	糸田委員	黒木委員の質問に関連してですが、10 年と言う長いスパンで借りて果樹の新規就農をされるわけですが、何か法的補助がありますか、あれば教えて下さい。
	前田主幹	今回の果樹で入られた方は、研修については、町と県と果実部さんでサポートをしています。保有機械に消毒機などが入っていませんが、町から貸し出して使っていただく機械面での助成があります。果樹の新植については、町から一部補助が出る助成があります。
	糸田委員	分かりました。
	庄倉委員	11 番についてお伺いします。 さんの経営状況を見ますと しか保有されていません。農地を借りて、作業委託に出して、地権者さんには賃料として玄米を払われるのですか。

前田主幹	その通りです。保有機械が無いので、近隣の農業者さんに作業のお願いをされるそうです。 さんは、この農地の隣で水稻の作付けをされていますが、隣で耕作をされていた さんから水稻を辞めると言う話を聞かれたそうです。それならば自分の田と一緒に作業委託をしながら作付けをしたいとおっしゃっています。賃料については、 さんはこだわりを持っておられる方で、 さんが食べられる分は自分が提供したいと言われ、話し合いをされて、このような契約になったそうです。
庄倉委員	ボランティア精神で良い話だとは思いますが、私なら、作業賃を払ってまで借りて賃借料を払うのは嫌です。使用貸借で借りられる指導はされなかったのですか。
前田主幹	貸す方と借りる方と一緒に窓口に来られました。 さんが食べられる分は渡したいと強く話されました。
局長補佐	耕耘、田植、稲刈りと作業委託をされますと当然作業賃金が発生します。作業賃金を払った上で賃料として玄米を渡される。残ったお米については さんの収益になると思いますが、庄倉委員がおっしゃるように使用貸借にされれば、経営上は余計な費用は掛かりません。しかしながら、 さんは、 さんが食べられる分は渡したいと強い考えをお持ちであるとお聞きしています。
庄倉委員	双方が納得されているのなら良いですが、なるべく耕作者の負担にならないようにお願いしたいと思います。 続けて質問をさせていただきます。10 番の さんはご高齢で、世帯員が 2 名おられるようですが、どのような営農計画をされているかお聞きします。
局長補佐	当初は、この農地について、地権者である さんから さんへ譲る話がまとまったとのご相談でした。 この さんの農地の隣は さんが所有される農地なのですが、この 2 筆はケタも無い 1 枚田の状態で、 さんから さんが相対で借りて一帯で作付けをされていました。実質 1 枚の田を 2 人で分かれて所有するのは不都合もあり、 さんより さんに譲りたいと申し出があったそうです。しかし、ご相談をいただいて、この農地を調べましたところ、相続登記がされておらず、直ぐに 3 条申請が出来る状況ではありませんでした。ちょうどこの 3 月で貸借期間が終了するので、当面の間は貸借で継続されて、条件が整ってから 3 条申請をご検討されたらどうですかとご提案しましたところ、双方でご協議をされて今回の契約が整いました。 今後の管理については、息子さんと一緒にされるそうで、先々には息子さんに引き継ぎたいとおっしゃっていました。
庄倉委員	分かりました。
田邊委員	さんや さんの賃借料についてお聞きします。法人さ

		んの場合は賃料が発生しています。米の価格が高い時は良いですが、米価が下がれば経営を圧迫するのではないかと心配します。個人の方は無償が多いわけで、法人さんの賃料も、少しでも収益が増えるように更新の際などに見直すようなご指導をされたら良いのではと思います。
前田主幹		賃借料の 10 a 当たり 円については、地権者さんに共同作業に出ていただいたりするので、そういった意味で法人としては賃借料を設定したいと伺っています。 収益に関しては、 さん、 さんも、補助事業の関係で経営状態を定期的に確認させていただいています。経営状態が良くない場合には町の方でも把握が出来るので、賃料が経営を圧迫するようであれば提案をさせていただきたいと思っています。現状では両法人とも、経営を圧迫している状況ではないと認識しています。
議長		経営状態が悪ければ、行政機関が関与するのですか。どのような権限で関与するのですか。あなたの説明は、指導できる資格のない町の行政が指導をして、経営を立て直す事ができるように聞き取れます。先ほどの説明は撤回して下さい。
前田主幹		賃料に関しては、町には強制力はなく、あくまでも標準価格をお示しするしかできません。基本的には、地権者と借受者の双方の合意の賃料が、中間管理としての適正な金額と判断するとなっています。高いので下げて下さいと言う強制力は持てない制度です。先ほどは、上手く説明できなくて申し訳ございません。
田邊委員		行政の出来る範囲で協力をしてあげて、町の農業の活性化につなげて下さい。
議長		補足で申しますと、今は経営状態が良いようなので問題ないかなと思っています。経営を圧迫するようであれば自分達で話し合って、それぞれの企業体で責任を持ってやっていただきたいと思います。賃料に関しては、農業委員会は一切関知しない考え方ですので、それぞれの経営体で、損をするなり得をするなり、それぞれが努力していただきたいと思います。
白川委員		62 番、63 番は、 の方がこちらに来て柿を作られるようですが、どのような経緯か教えて下さい。
前田主幹		さんは 出身の方で、今回借りられる農地は、ご親戚の農地です。ご親戚の中から、地元ではとても管理が出来ないと言う話があり、 さんが、自分の実家のある所なので、自分が引き受けて柿を作りたいと申し出されて、今回借受をされることになったそうです。息子さんも一緒に来てされるので、作業も問題ないと伺っています。
白川委員		分かりました。
庄倉委員		1 番、2 番の さんは、どのような法人さんかお尋ねします。

局長補佐	本社は ですが、 で という事務所を構えておられます。主に障がい者の就労支援をされている法人です。
庄倉委員	障がい者の方が従事して、この農地で野菜を作られると言う事ですか。
局長補佐	はい、そうです。
田邊委員	64 番と 65 番の賃借料についてお聞きます。この金額は、成木で十分に収穫が見込める状態だからですか。それから、この地域の賃借料の相場を教えてください。
前田主幹	賃料の 10 a 当たり 円については、 全体の概ねの決め事になっています。 園地の状態ですが、幼木で、まだ十分に収量が取れる状態ではありません。研修中に植えられた 1 年くらいの若い木です。
田邊委員	10 年間借りられますが、木が大きくなって収量が増えても 円のままですか。
前田主幹	その通りです。
田邊委員	分かりました。
野口委員	この件について確認します。収穫できない果樹園を 円で借りる。収穫できるようになるのは何年か先。賃料は、新規就農者の補助金から支払うのか、町の補助金があるのか。園からの収入が無いのに、どのように賃料を払われるのですか。
前田主幹	賃料という形での町の支援はありませんが、幼木の管理費として、町から支援金を出させていただくことになります。収穫自体は、概ね 3 年目くらいから出来るようになります。 さんと さんは、今のところ専業ではなく、お勤めをされながら園の管理をされていて、農業以外の収入がある方です。新規就農の補助金は町から出ていません。
野口委員	分かりました。
黒木委員	50 番、51 番は期間が 1 年ですが、どのような理由からですか。
前田主幹	さんは、別の農地を借りて水稻をされていましたが、契約期間が切れて借りられないことになりました。その為、新しくこの 2 筆を借りることにされたのですが、初めての農地なので状態を見て出来るかどうか見極めたいと 1 年にされました。
田邊委員	補足します。 さんは、 さんの農地を借りて水稻を作っておられましたが、終期を迎えるにあたり、 さんより、今後は自分で管理すると言われて更新できませんでした。 今回の新しく借りられる 2 筆は、中山間に入っている所以で草刈りはしてありましたが、3 年くらい作付けしていない農地で、1 年借りて様子をみて、問題なかったら続けられると伺っています。
黒木委員	分かりました。
吉次委員	36 番から 42 番まで、新規で さんが借りられますが、今までは

		どのように管理されていたのですか。
	前田主幹	さんが借りられる農地は、全て さんが借りて耕作をされていました。 さんから さんに引き継がれた形です。
	吉次委員	さんは、仕事の関係で辞められるのですか、その辺の事情を教えてください。
	前田主幹	さんは、 、 、 の奥側など広い範囲を引き受けておられます。 さんは、これから水稻を広げていきたいと言う事で、 さんがお住まい周辺の 、 の農地を さんから引き継がれて、今回の申請を上げられています。
	吉次委員	よく分かりました。
	議長	他にございませんか。ご異議ございませんか。
	一同	異議なし。
	議長	議案第 1 号『農用地利用集積等促進計画案の決定について』は、原案通り議決、承認されました。
令和 8 年度第 1 回農業員会総会の日程	議長	令和 8 年度第 1 回南部町農業委員会総会は、令和 8 年 4 月 10 日（金）に開催します。
(2) 活動記録の提出について	議長	『(2) 活動記録の提出について』提案者より説明を求めます。
	局長補佐	今年度の活動記録を、未提出の分も含めて 3 月 19 日木曜日までに事務局まで提出をお願いします。この実績を基に、4 月の報酬と一緒に能率給としてお支払いをさせていただきます。 また、記録簿の内容につきまして、個別にお伺いすることがあると思いますので、よろしくお願いします。
	議長	お聞きになりたいことはございませんか。（質問等なし。）
(3) 遊休農地調査について	議長	『(3) 遊休農地調査について』提案者より説明を求めます。
	局長補佐	昨年 8 月の出発式をスタートに遊休農地調査にご協力をいただき、ありがとうございました。本日、各地区の班長様に最終報告をお渡ししています。再度ご確認いただきまして、訂正等ございましたら 3 月 19 日までに事務局までご報告ください。併せて、意向調査の提出をお願いしておりますが、連絡が取れない等で意向が確認できない農地がありましたら事務局までお申し出ください。よろしくお願いします。最終結果につきましては、4 月の総会で報告をさせていただく予定にしております。
	議長	お聞きになりたいことはございませんか。（質問等なし。）
令和 8 年度第 1 回農業員会総会の日程	議長	令和 8 年度第 1 回南部町農業委員会総会は、令和 8 年 4 月 10 日（金）に開催します。
	局長補佐	農業委員の募集を、令和 8 年 2 月 19 日から 3 月 18 日までを期間に受け付けています。中間報告としまして、本日午前中までの募集状況についてご報告します。

		立候補者が 7 名、個人推薦、団体推薦はございません。この事につきましては、ホームページに中間報告として公表する予定です。
閉会	議長	これにて令和 7 年度第 12 回南部町農業委員会総会を閉会致します。